

太陽光発電に係る環境配慮ガイドライン（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）の結果概要

【概要】

- (1) 意見募集期間：令和元年12月24日（火）～令和2年1月23日（木）
- (2) 告知方法：電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス及び電子メール

【意見提出総数】

意見の提出者数：24通（意見の件数 39件）

（内訳）

地方公共団体	2通
自然保護団体・NPO	4通
民間企業	2通
業界団体	0通
個人	16通

【提出された意見の概要とそれに対する考え方】

提出された意見の概要とそれに対する考え方は次ページ以降に示すとおり。

No.	大項目	小項目	意見の概要	意見数	意見対応
1	第1章 本ガイドラインについて	1-1 ガイドラインの目的と対象	<p>自然エネルギーを推進する立場から、こうしたガイドラインは太陽光だけでなく風力、バイオ、地熱などあらゆる分野が必要である。また、太陽光についても大規模から小規模、建物の屋根・壁面への設置等についてもこうしたガイドラインが必要である。</p>	1	<p>環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境影響評価手続きを義務付けています。今般、令和2年4月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第53号。）が施行され、法の対象事業に太陽電池発電所が追加されます。法の対象とならない規模の事業についても、地方公共団体の実情に応じて、条例により環境影響評価手続きが義務付けられる場合があります。</p> <p>本ガイドラインは、法や環境影響評価条例の対象にならないより規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、発電事業者が自主的な環境配慮の取組を講じることを促進する目的で作成しました。ガイドラインの対象の下限を「10kW以上の事業用太陽光発電施設」としているのは、10kW未満の設備は家庭用又は屋根・屋上設置が一般的であると考えられることから、これを除外する趣旨です。なお、10kW未満の施設や家庭用の施設においても、設置者が自主的に環境配慮の取組を検討するに当たって、本ガイドラインの参考となる部分を必要に応じて参照いただくことが考えられます。（例えば、反射光について影響の検討方法や対策を参考にする等。）</p>

No.	大項目	小項目	意見の概要	意見数	意見対応
2	同上	同上	環境に対する事業計画の提出の義務化（既存の発電所も提出）すべき。 また、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（案）の基準に満たしていない時の非認定と、既存の発電所に対するチェック機関を設置し、基準に満たない時には指導、基準に満たすように改修し、事業計画を再提出させるべき。 電気事業法や国や各地のガイドラインなどに対する意識を高めるための必須の研修を開催すべき。	1	No1 のとおり、一定規模以上の事業に対しては、法令により環境影響評価の手続きを行うこととなります。本ガイドラインは、法や環境影響評価条例の対象にならないより規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。
3	同上	1-3 想定されるガイドラインの読者	問題は、数千社や数千人と思われる太陽光発電を金融商品とみなした投資家の行動である。	1	いただいた御意見は、今後の普及啓発の参考とさせていただきます。
4	第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方	2-1 環境配慮の手順	事前相談（市町村、都道府県）の段階で、市町村、都道府県から当該地域を活動エリアにしている環境団体に連絡し、市町村、都道府県とともに、事前相談の場を設定することを推奨すべき。	1	市町村や都道府県への事前の相談の際に、情報提供等を求める事項の例として、「太陽光発電施設の設置を検討するに当たり把握しておくべき地域特有の事項に詳しい有識者」を記載しています。
5	第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方	2-2 環境配慮に係る地域とのコミュニケーションについて	ガイドライン案 p.6「各種法令・条例等に基づく規制や指定区域等について、市町村や都道府県等に必要な事項を確認する。」に、具体的な例示<例えば、砂防法、土砂災害防止法、森林法などとその関連条例等>をし、事業者へ説明を求めるべき。	1	太陽光発電施設の設置に当たっては、関連する法令等が多岐にわたり、かつ、事業内容や立地条件等によって異なるほか、地方公共団体の条例等による規制もあり、またそれら規制については適宜改正されることから、例示を記載することは適当ではないと考えます。

No.	大項目	小項目	意見の概要	意見数	意見対応
6	同上	同上	<p>ガイドライン案 p.7</p> <p>「詳細な事業内容が決定する前のより早い段階で、地域住民等に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを周知する。」との項目がチェックリストにあるが、「地域住民等」についての例示はなく、工事着手前の説明の対象については、p.8「円滑な事業実施のために、造成工事等に着手する前のできる限り早い段階で、市町村からの助言を踏まえ、適切な範囲の地域住民等(事業区域に隣接する居住者・地権者、関係区長・自治会長等)に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画の説明を行うことが重要です。」との記載があり、地域住民等の例示が極限られた住民になってしまっているため、これが「詳細な事業内容が決定する前のより早い段階」での地域住民等への説明にも影響しないか心配。</p> <p>「詳細な事業内容が決定する前のより早い段階」において、下流域住民も含めて広く住民に説明を行い、事業を取りやめたり大幅に変更することが難しくなってから住民が事業計画を知るようなことがないようにすべき。</p>	1	いただいた御意見の趣旨を踏まえて、周知をすべき住民の範囲の考え方について、解説を追記しました。
7	同上	同上	<p>2-2 について</p> <p>事業についての住民との合意は、事前に必要である。</p> <p>また、住民への事業説明会などは、業者任せにするのではなく、行政が責任を持って開催すべき理由 太陽光発電の推進は、行政自身の課題であり、認可についても審査し、検討することがある。行政として主催し、双方の意見を十分聞いて可否を判断すべき。</p>	2	本ガイドラインは、事業者における自主的な環境配慮の取組を促すものであり、住民への周知等は事業者が自ら行うべきものと考えます。
8	第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方	2-2 環境配慮に係る地域とのコミュニケーションについて	<p>対策については設置基準を明示すべき。</p>	2	本ガイドラインで求める個別事業ごとの環境への影響の検討や対策の採用については、事業規模や周辺環境などの地域の状況といった個別事業ごとの条件に照らして、事業者自身が検討・判断するものであるため、一律に、基準の具体例を示すことは適切でないと考えます。
9	同上	2-3 設計段階の環境配慮のポイント	<p>パワーコンディショナの騒音、反射光問題に加え、いま問題となり始めたのが、パネル面での太陽光の反射やパネル下での温熱対流による局所的なヒートアイランドの出現により、自宅をパネルで囲まれた住居には空調設置を余儀なくされる例が散見されることから貴関連研究機関での公的な調査を希望する。</p>	1	いただいた御意見は、必要に応じ今後の参考とさせていただきます。

No.	大項目	小項目	意見の概要	意見数	意見対応
10	同上	同上	竜巻や巨大台風があっても被害がないための風対策のガイドラインを早急に補強すべき。 「森林を伐採する」という行為が、土地の安定性や濁水対策を前提として、容認される内容になっていますが、既存の森林の伐採はCO ₂ 削減に反する行為で、安易に容認される行為ではない事を明示すべき。 水上ソーラーで、火災が発生したことを受け、特に「水面に設置」の場合には、火災防止の設計配慮が必要。	3	本ガイドラインは、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。 なお、太陽光発電事業に関連する法令やガイドラインは、電気保安、森林保全、災害防止等の様々な保護法益の観点から、事業規模や周辺の環境、立地する土地の形状等に応じて多岐にわたると考えられ、地方公共団体の条例等による規制もあり、またそれら規制については適宜改正されることから、その全てを例示することは適切でないと考えます。関係法令等は、事業者の責任において確認の上、その遵守をしていただくものと考えます。
11	第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方	土地の安定性	2-3 (1) について 土地の安定性については、相談できる専門家としての職員を自治体において確保し、環境省が育成する仕組みを講じるべき。 なお、行政が部分的でも関与する設置のケースでは、国の責任で設置した、地方行政から独立した第三者機関の判断を受けることにすべき。	1	上述のとおり、一定規模以上の事業に対しては、法令により環境影響評価の手続きを行うこととなります。本ガイドラインは、法対象規模未満の事業について、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。土地の安定性については、必要な場合は事業者が学識経験者やコンサルタント等の専門家に適切に相談いただくことにより環境配慮の取組が講じられるものと考えます。

No.	大項目	小項目	意見の概要	意見数	意見対応
12	同上	濁水	2-3 (2) 濁水について 100年に1回程度のレベルを「想定外」にしないで想定条件に入れて、集中豪雨などによる山林崩壊、大洪水などへの対応を確実にすべき。また、大雨で山林崩壊や大洪水の可能性のあるような地域での設置は禁止、不許可にすべき	1	本ガイドラインは、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。 なお、太陽光発電事業に関連する法令やガイドラインは、電気保安、森林保全、災害防止等の様々な保護法益の観点から、事業規模や周辺の環境、立地する土地の形状等に応じて多岐にわたると考えられ、地方公共団体の条例等による規制もあり、またそれら規制については適宜改正されることから、本ガイドラインにおいてその全てを例示することは適切でないと考えます。関係法令等は、事業者の責任において確認の上、その遵守をしていただくものと考えます。
13	同上	土地の安定性、濁水	P14、P16 「土地の安定性」および「濁水」のチェックシートで、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切な工事時期・・・、対策を検討するに当たり、専門家に相談する。の二項目が、必須では無く、事業規模に応じて実施が求められる項目になっていますが、この二項目は、必須項目とし、どのような設計検討がなされたか、公開して、住民と十分議論すべき。	1	設計等を行う発電事業者等が必要な工学的知見を有している場合があることから、「土地の安定性」及び「濁水」の項目において、専門家への相談を事業規模等に応じて実施が求められる事項としています。 地域の気象等を考慮し適切に工事を行うことについては、御指摘を踏まえて、必須事項としました。 また、ガイドラインにおいて、地域住民等への事業計画案の説明が必要である旨記載しています。
14	第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方	騒音	2-3 (3) 騒音について 田園のようなところで設置されると、特に夜間騒音規制が重要であり、すでに風力発電で示されているレベルにすべき。	1	周りに主要な騒音発生源のない静穏な環境においては、施設稼働時における保全対象の住宅等における騒音が環境基準以下であっても不快に感じるおそれがある場合など、騒音について懸念される場合は対策を講じる必要性がある旨、記載しています。
15	同上	景観	p25～28 中小規模の事業に対してもガイドラインにより景観への配慮を求めることについて賛成。	1	御意見をいただき、ありがとうございます。

No.	大項目	小項目	意見の概要	意見数	意見対応
16	同上	動物・植物・生態系	7 動物・植物・生態系 「山林等の伐採により、猿・猪や鹿などの生息地がなくなっている状況があり、近隣の畑地などの被害や住家への侵入などの被害の可能性もあるので、その対策については関係市町村と十分な協議を行い、その対策を行ってください。」などが必要である。	1	本ガイドラインが想定する事業は、猿・猪・鹿の生息地が消失するような大規模な森林伐採等を行うことは想定しておりません。地域の実情に応じて特段の対策が必要な場合は、地方公共団体において所要の対策が講じられるべきものと考えます。
17	同上	2-4 施設設置後の環境配慮	p34 5行目 「施設設置後の環境配慮チェックリスト」について樹木の伐採を行った事業について、事業終了後に植栽や緑化を行うなど、景観の復元について検討することを追加すべき。	1	事業を終了した太陽光発電施設については、廃棄物処理法等に基づく撤去・処分に係る適切な計画の検討を求めています。太陽光発電事業終了後の土地利用について、一律に原状回復等の事後措置を求めることは財産権の制約等の観点から困難と考えています。
18	同上	同上	2-4 設置後について 問題発生時には、行政が入って対策できる仕組みにし、対策の中には、行政が当該設備の縮小や撤廃を命令すべき。また、ガイドラインが成立する前に、設置された設備についても、適用するとすべき。	1	本ガイドラインは、立地検討・設計段階において発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。なお、既に設置済みの太陽光発電施設について、事業者自身が適切な環境配慮を実施する際に参考として活用することが考えられます。
19	チェックシート【小規模出力版】	—	50kW未満を環境影響が比較的小さい事業と位置付けていることが問題で、分けるべきではない。メガクラスの低圧分割は多数あり、分割禁止以降も名義を変える等あらゆる手段で分割を続け結果的には大規模設置を行い、環境への配慮がなく地域住民とのトラブルが多いという事実をご理解ください。	1	事業者や地方公共団体等における対象か否かの判断の簡便性の観点から、電気事業法との整合を考え、系統接続段階の総出力を基準としています。いただいた御意見のいわゆる分割案件については、電気事業法等を所管する経済産業省において必要な対応が講じられるものと考えています。
20	チェックシート全般	—	「チェックシート(案)」について、遵守しなかった場合の罰則規程を設けるべき。 発電所や業者に対し、当「チェックシート(案)」が「政府のお墨付き」になってはならないし、「お墨付き」になったとしても問題ないようなチェックシートと運用であるべき。	1	本ガイドラインは、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。

No.	大項目	小項目	意見の概要	意見数	意見対応
21	その他	法的整備	従来のガイドラインに、小規模施設を追加したことは、遅まきながらではありますが、評価しますが、ガイドラインはあくまでガイドラインであり、それを厳守させるための強制力はない。地方自治体の条例に頼るのではなく、国レベルで経産省と環境省がタイアップして、国土の環境を守る、法的整備を急ぐべき。	1	No1 のとおり、法令において一定規模以上の事業については、環境影響評価手続きを義務づけています。本ガイドラインは、法や環境影響評価条例の対象にならないより規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。
22	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも災害危険区域や斜面への設置、地球温暖化防止・環境保全に最も重要な森林を伐採しての設置、住宅に近接しての設置には法的拘束力のある規制が不可欠である。 ・小規模のメガソーラー（開発の面積が、3,000 m²以上）についても、都市計画法の開発行為の対象となっていないため、排水対策などの規制ができないことから、災害防止のためにも開発行為の対象となるような法の改正をお願いしたい。 ・濁水について排水計画や水利権などがあげられているが、大雨で山林崩壊や大洪水の可能性があるような地域での設置は禁止、不許可にすべき。 ・「重要な動植物の生息・生育」に問題を及ぼす地域での設置については“規模の縮小”を掲げているが、絶滅させてはいけない重要な動植物が生息・生育するような地域では設置を禁止・不許可とすべきである。 ・ソーラーパネルの設置場所は、建物の屋根あるいは砂漠（日本にはありませんが）に限定すべき。また、パネルの反射率に規制（反射率は例えば 10%以下。変換効率の下限も設ける。例えば 30%）を加えるべき。 	5	No1 のとおり、法令において一定規模以上の事業については、環境影響評価手続きを義務づけています。本ガイドラインは、法や環境影響評価条例の対象にならないより規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。なお、太陽光発電事業に関連する法令やガイドラインは、電気保安、森林保全、災害防止等の様々な保護法益の観点から、事業規模や周辺の環境、立地する土地の形状等に応じて多岐にわたると考えられ、地方公共団体の条例等による規制もあり、またそれら規制については適宜改正されることから、本ガイドラインにおいてその全てを例示することは適切でないと考えます。関係法令等は、事業者の責任において確認の上、その遵守をしていただくものと考えます。
23	その他	同上			本ガイドラインは、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
24	その他	同上			本ガイドラインは、発電事業者等の自主的な環境配慮の取組を促すものです。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No.	大項目	小項目	意見の概要	意見数	意見対応
25	その他	GLの適用除外	2020年4月1日以降、30MW以上の大規模太陽光発電所が本ガイドラインの対象になってしまうと、更なる未稼働案件が増える。2020年3月31日までに林地開発許可を取得している案件については、本ガイドラインが適用されないことを検討すべき。	1	30MW以上の太陽電池発電所については、令和2年4月1日から新たに環境影響評価法の対象事業に追加されます。
26	その他	GL反対	再生可能エネルギーとして利用が広まる必要性が求められているにも関わらず、環境評価を定めるというのはあまりにも矛盾していることから、白紙にすべきだ。	1	本ガイドラインは、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形で事業の実施が確保されることを目的としています。本ガイドラインに沿った取組が行われることにより、地域における太陽光発電施設の受容性が向上し、再生可能エネルギーの促進に資するものと考えています。
27	—	—	太陽光発電に係る環境配慮の取組に関係しない意見 (再生可能エネルギー、サイバーセキュリティ対策に関する意見)	7	—